

発議第3号

岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月12日提出

(提出者)

議会運営委員会

委員長 福岡 進二

岩出市議会会議規則の一部改正について

岩出市議会会議規則（平成18年岩出町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条に次の1項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、起立による表決が困難な議員にあっては、挙手その他の議長が適当と認める方法をもって起立に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。